

◆入札に参加するための要件及び落札者の決定方法等については以下のとおりです。

1 入札参加資格等に関する事項（入札に参加するものは、以下の要件を満たす必要があります。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」による指名停止を、本業務の入札参加届（様式第2号）提出期限日から開札の日までの間受けていない者であること。
- (3) 本業務の入札参加届提出期限日の6か月前から開札の日までの間に、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- (4) 本業務の開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加届を再度提出し、公告に掲載している入札参加資格の決定を受けた者を除きます。
- (5) 本業務の他の入札参加届出者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。

「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）。

イ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次の a から d に掲げる者を除く。

a 会社法（平成17年法律第86号）第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等である取締役

b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であって、(ア) から (エ) までに掲げる者に準ずる者

ウ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社。

- (6) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

「佐賀県暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人

ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

(2) 契約保証金

納付してください。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上（佐賀県財務規則第106条第2項に規定する額（以下「低入札調査基準価格」という。）を下回る価格で契約を締結したときは、10分の3以上）とします。

ただし、契約金額が200万円以下の場合は、佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

3 書面提出資料の送付方法等

(1) 書面提出資料の提出にあたっては以下の点に留意してください。

- ・提出方法は、持参又は郵便等のいずれでも差支えありませんが、公告に掲載している受付期間内に提出先に到達したものに限りします。
- ・持参又は郵便等のいずれの場合も、「書面提出資料一覧表（別紙1-2）」を添付のうえ、書面提出資料一切を封入し、封筒には、「発注機関名」、「業務名」及び「技術者等資料在中」と朱書きしてください。
- ・郵便等の場合は、配達事故等を防ぐため、できるだけ書留郵便等の配達記録が残る方法としてください（普通郵便により提出された書類が受付期間の最終日に提出先に到達していない場合は理由の如何を問わず「入札参加資格無し」となります。）。
- ・持参の場合は公告に掲載している受付期間内（佐賀県の休日に関する条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する県の休日を除く）の午前9時00分から午後5時00分（受付期間の最終日は午後4時00分）までを受付時間とします。また、受付時の提出書類の内容確認は一切行いません。
- ・提出資料に不備があった場合、受付締切日時までに到達しなかった場合は、資格審査の際「入札参加資格無し」となるので注意してください。

(2) 「実績を証する書類」及び「資格等を証する書類」について、同じ内容で資料を提出する場合は、各様式ごとに添付資料として提出する必要はありません。

(3) 公告に記載している重複発注（所謂取り分け）案件に複数案件の参加申請をする場合の取り扱いについて

全て同じ内容で資料を提出する場合は、「実績を証する書類」及び「資格等を証する書類」については、各案件ごとに提出する必要はありません。ただし、「入札参加届」と「各提出調書（様式等）」については、参加する全ての案件で提出してください。

この場合においては、入札参加届下欄に「実績を証する書類」などの添付資料の添付先の業務名を記入してください。

記載例：「実績を証する書類等」は、〇〇〇〇第□□□□□□□-△△△号×××××委託に添付
なお、「実績を証する書類」などの添付資料については、業務番号の一番若い案件に添付してください。

4 総合評価に関する事項

この入札は、価格と価格以外の要素（履行能力等）を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式自己採点型（設計Ⅰ、設計Ⅱ、設計Ⅲ）を適用します。

(1) 評価項目と評価基準

入札参加届出者の提出した入札書及び資料について、別記「落札者決定基準」における各評価項目の評価基準に基づき評価するものとします。

(2) 総合評価の方法

予定価格に対する入札価格に基づいて算定した評価点（以下「価格評価点」という。）と落札者決定基準における項目ごとの得点に基づいて算定した評価点（以下「技術評価点」という。）

の合計点（以下「評価値」という。）をもって決定します。

なお、価格評価点の配分点は60点、技術評価点の配分点は60点とします。

（算出式）

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

価格評価点 = 価格評価点の配分点（60点）×（1-入札価格/予定価格）

技術評価点 = 技術評価点の配分点（60点）×（技術評価の得点合計/技術評価の配点合計）

※価格評価点、技術評価点共に、小数点第4位を切り捨て、小数点第3位止めとします。

※技術評価の配点合計は、設計Ⅰと設計Ⅱが60点、設計Ⅲが50点です。別記「落札者決定基準」を必ず確認してください。

5 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、仮の評価値（技術評価点の審査を行う前に算出した評価値）が最も高い者を落札候補者としますが、評価値の確定にあたって、開札後の保留を2回（公告に掲載している開札時間経過後に1回、価格評価点を含めた評価値算出後に1回）行います。
1回目の保留後速やかに、価格評価点を含めた仮の評価値を算出し、落札候補者の入札参加資格要件の確認並びに「自己採点表」及び「技術資料等」の審査を行い、入札参加資格要件を満たしていることを確認し、かつ自己採点が正しかった場合又は修正があった場合でも最高評価者が入れ替わらなかった場合に落札者とします。ただし、地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定により評価値が最も高い者以外の者を落札者とすることがあります。
- (2) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合または自己採点に修正があつて最高評価値者が入れ替わった場合には、次に仮の評価値が高い者を落札候補者として、入札参加資格要件の確認並びに「自己採点表」及び「技術資料等」の審査を行ない、落札者の決定まで同様に繰り返します。
- (3) 評価値が最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札者となるべき者を定めます。
- (4) 評価値が最も高い者が低入札調査基準価格を下回る入札である場合は、落札者の決定を保留し、後日佐賀県建設関連業務委託低入札価格調査制度事務処理試行要領に規定する調査を行い、落札者を決定します。
- (5) 低入札調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、佐賀県建設関連業務委託低入札価格調査制度事務処理試行要領に規定する監督・検査の強化及び業務完了後の実績確認等を実施します。

6 入札参加資格の確認及び自己採点に誤りがあつた場合について

公告に掲載している開札日に開札処理を行い、5-（1）及び（2）により落札候補者となった者について、入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たしていなかった場合は、入札参加資格要件不適格通知書を別途送付します。

また、落札候補者となった者の「自己採点表」及び「技術資料等」の審査で、自己採点に修正があつた場合は、自己採点の修正通知書を別途送付します。

入札参加資格がないと認めた理由及び自己採点修正の理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができます。

なお、説明を求める場合は、公告に記載している期限までにその旨を記載した書面を提出してください。

※入札参加届を受け付けた者に対し、電子入札システムの仕様上、入札参加届受付期間の最終日に「入札参加資格確認通知書（事後審査型）」を送付しますが、当該通知書は、入札参加資格を確認したものではありませんのでご注意ください。

7 入札質問について

(1) 質問期限について

入札案件に対して質問がある場合の質問期限は公告に掲載しておりますのでご確認ください。

質問期限を経過した後の質問は受付いたしません（回答いたしません）のでご注意ください。

(2) 質問方法について

質問は、電子メールにより行ってください。※アドレスは公告本文に記載しています。

質問を行う際は、

- ・所定の様式を使用する
- ・メール本文に直接記載する
- ・独自の様式を使用する

のいずれの方法でも差し支えありませんが、いずれの方法で質問を行う場合であっても、メール本文には「発注機関名」、「案件名」を記載するとともに、質問を行った方の会社名と担当者名を記載するようにしてください。（独自の様式を使用する場合は、質問の用紙にも「発注機関名」、「案件名」、「会社名及び担当者名」を記載してください。）

(3) 回答方法について

質問に対する回答は、情報公開システムに回答を掲載する方法により行います（併せて、入札質問をされた方に対してのみ、回答を掲載した旨の電話連絡をいたします。）。

業務委託費の積算に関するものなど重要な回答が掲載される場合もありますので、入札質問をされていない場合であっても、公告に掲載している回答期限内は、適宜、情報公開システムをご確認いただくようお願いします。

8 その他

- (1) 電子入札システムに登録した入札参加届ファイルにおいて、参加意思が不明確な場合は、入札参加届の受付ができません。

- | |
|---|
| <p>(入札参加届の受付ができない主な事例)</p> <ul style="list-style-type: none">○入札参加届の記載内容に不備（業務番号、業務名、所在地、商号又は名称、代表者名の全てが記入漏れ）がある場合。○登録ファイルが入札参加届でない場合。 |
|---|

- (2) 入札参加届は、公告に添付された様式を使用してください。
また、書式の変更等（ファイル形式の変更を含む。）は行わないでください。

- (3) 入札書を提出する前に、入札を辞退することとした場合は、佐賀県電子入札システムにより辞退届を提出してください。なお、辞退届を提出できる期間は、公告に記載している入札書提出期間に限られております。
※入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加に不利益な扱いを受けることはありません。

- (4) 前金払 有（契約金額の30%以内）

- (5) 部分払 有

- (6) 本公告の記載内容に係る疑義（設計内容に係る疑義を含む。）については、公告している機関へ問い合わせください。
また、落札決定後（中止した場合を含む。）の疑義については、発注機関へ問い合わせください。

なお、入札心得13「異議の申立」には、「入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。」と定められています。

そのため、仕様書等について不明があった場合は、公告に記載している質問期限までに必ず質問をしてください。

- (7) 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取止めることがあります。
なお、落札決定後においても、公正な入札が確保されなかったと認められるときは、落札決定を取り消すことがあります。

- (8) 「入札心得（電子入札用）」及び「電子入札システム取扱要領」については、佐賀県ホームページのトップ画面の右にある＜入札＞をクリックし、＜電子入札＞ショートカットから、「佐賀県電子入札システム専用ホームページ」内の「利用規約」に掲載していますので、必ず確認してください。

※債務負担行為または継続費による契約の場合は、8その他-(4)前金払のうち「契約金額」とあるのは、「各年度の出来高予定額」と読み替えます。なお、低入札調査基準価格を下回る価格で契約を締結したときは、前金払の割合は20%以内となります。